最終保障供給約款以外の供給条件（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）の特例承認申請について

２０２６年１１月１１日
関西電力送配電株式会社

当社は、２０２６年１０月２９日の内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置※の実施に関して、対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けました。

上記を踏まえ、以下の電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置の実施にあたり、最終保障供給約款以外の供給条件について、本日、承認申請しましたのでお知らせします。

〇主な特別措置内容

１．適用対象

最終保障供給約款に基づき、高圧で電気の供給を受けるお客さま

２．適用期間

２０２６年１２月使用分から２０２７年２月使用分まで

ただし、契約電力５００キロワット以上のお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまは、２０２７年１月使用分から２０２７年３月使用分まで

３．国が定める値引き単価

（１）２０２６年１２月使用分

０．５０円／ｋＷｈ（消費税等相当額を含む）

（２）２０２７年１月使用分および２０２７年２月使用分

２．３０円／ｋＷｈ（消費税等相当額を含む）

ただし、契約電力５００キロワット以上のお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまにおける（１）については、２０２７年１月使用分、（２）については、２０２７年２月使用分および２０２７年３月使用分。

４．値引き方法

適用期間における１月ごとの燃料費調整単価について、国が定める値引き単価を差し引いた上で、電力量料金を算定します。

なお、お客さまによる手続きは不要です。

５．お客さまへのお知らせ方法

２０２７年１月分料金以降の毎月の請求書および当社ホームページ（https://www.kansai-td.co.jp/application/last-resort/index.html#section3）において値引き単価を掲載します。

別紙：最終保障供給料金の請求書イメージ

※毎月の請求書に直接反映する形で電気料金の値引きを行い、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援する対策です。詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト（https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp）をご覧ください。

以　上